

即位日等休日法の施行に伴う大型連休への対応について（概要）

平成31年2月25日
即位日等休日法の円滑な施行に関する関係省庁等連絡会議
平成31年3月25日一部改定

即位日等休日法の施行に伴う本年5月の大型連休への対応については、附帯決議等で国民生活に支障が生じないように政府として万全を期すことが求められており、**関係省庁連絡会議を開催し、対応を実施**しているところ。



1. 安全・安心

(1) 電気、ガス、水道等のライフラインの維持

⇒事業者において安定供給のため万全な体制を整備。

(2) 金融システムの稼働

⇒取引所・金融機関等において、投資家・顧客への営業予定・顧客影響等の周知やシステムリスクの点検等を徹底。また、事業者等の資金繰りについて、金融機関から能動的に注意喚起。日本公庫は通常とは別枠での融資を実施。

(3) 連休中の為替市場の動向把握と必要に応じた対応

⇒通常の連休と同様に、常時モニタリングを実施。

(4) 災害時の対応等

⇒大規模自然災害等に常時対応できる体制を整備。

(5) 海外旅行の増加を見据えた海外安全対策の周知

⇒3月下旬より、「たびレジ」登録推進など「春の海外安全強化キャンペーン」を実施。

2. 医療

○患者の治療等の支障防止

⇒2月以降、各都道府県で10連休中の医療提供体制について協議中。3月中に当該体制のリストを作成・公表し、4月に住民に周知。厚労省でも各都道府県に対するフォローアップを実施。

3. 交通

(1) 各交通機関の混雑への対応

⇒業界団体に対し、交通事業者が利用者に支障が生じないよう対策を徹底するよう周知。

(2) 宿泊施設の不足への対応

⇒業界団体ヒアリング等により予約状況の推移を注視。必要に応じ観光庁HPで予約状況を発信。

4. 需要の増加等

(1) 運輸業における対応

⇒連休期間前後に運送依頼が過度に集中しないよう業界団体等に対し荷主等と予め調整を依頼。

(2) 小売業等における対応

⇒流通団体からの報告を受け、4月上旬以降各事業者による対応を促す。

⇒全国の中央卸売市場等は概ね5日程度開場。

(3) 郵便サービスの対応

⇒4月27日(土)のほか、特例として5月2日(木)に普通郵便等を配達。速達、書留、ゆうパック等は毎日配達。

(4) 廃家電の円滑な引取り

⇒家電4品目の指定引取場所では、3日を超える連続休業が発生しないことを基本として、臨時営業日を設定。

(5) 一般家庭のごみ収集

⇒生ごみ・可燃ごみ等の収集について、平時と同様に収集又は1週間に1回以上収集予定等の市区町村が99%。

5. 雇用

(1) 長時間労働の抑制等

(2) 時給・日給労働者の収入減少への対応

・3月5日付けで経済団体、職業紹介・人材派遣団体に対し雇用主の労働者への適切な配慮について周知・協力依頼。依頼先団体を訪問し、加盟企業や労働者の状況について、ヒアリングを実施中。

6. 保育その他の福祉サービス

(1) 保育の確保

⇒一時預かり事業の受入れ人数の拡充のため、10連休に限った補助の加算を創設。必要な保育が確保されるよう自治体の取組状況を調査するため、3月18日に依頼。

(2) その他必要な福祉の確保

⇒介護・障害福祉サービス等は連休中も各事業所の判断で開所等の対応。

7. 教育・青少年

(1) 学生、生徒、児童、園児の心身の健康確保

⇒10連休中の児童生徒等の心身の健康確保に向けて適切な対応がとられるよう、教育委員会等関係機関に周知。

(2) ぱちんこや公営競技の年齢による入場規制等の徹底

⇒3又は4月に順次、所管省庁より主催者等に通知の上、ぱちんこ営業所、各競馬主催者、競輪・オートレース施行者、モーターボート競走施行者において、年齢による入場規制、年齢確認等を徹底。

(3) 学校の授業時数の確保

⇒多くの学校で標準授業時数を超える授業時数を設定しており、必要な場合は一般的に休業日の振替等で対応。

8. 広報・周知等

(1) 国民向け広報の実施

⇒3月以降、BS放送、新聞広告、政府広報オンライン等により、即位日等休日法の趣旨や10連休の対応等を周知。

(2) 連休中の消費生活相談

⇒消費者ホットライン(188)において相談を受付。

(3) 連休中に在留期間が満了する在留外国人への対応

⇒4月上旬より連休前に行うべき在留諸申請に関する手続きを周知。

(4) 訪日外国人旅行者への情報発信

⇒4月以降、日本政府観光局のSNS等により情報発信。

即位日等休日法の施行に伴う大型連休への対応について

平成 31 年 2 月 25 日
即位日等休日法の円滑な施行
に関する関係省庁等連絡会議
平成 31 年 3 月 25 日
一 部 改 定

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成 30 年法律第 99 号。以下「即位日等休日法」という。）の施行に伴う 5 月の大型連休への対応については、国民生活に支障が生じることがないように、関係省庁等が連携し、政府として万全を期していくことが求められている。

このため、即位日等休日法の円滑な施行に関する関係省庁等連絡会議を開催し、現時点における対応状況について以下のとおり取りまとめたところ。本取組については、今後も引き続きフォローアップを行う。

1. 安全・安心

（1）電気、ガス、水道等のライフラインの維持

① 連休中の電気、ガスの安定供給

- ・ 電力・ガスの供給に支障が生じないように、通常の日と同様に、関係事業者及び関係機関に対し万全な体制整備を依頼済み。

② 連休中の水道水の安定供給

- ・ 水道法上、水道事業者には水道水を常時供給する義務が課されており、10 連休中も、これまでの連休や年末年始と同様、水道事業者は業務の実施体制を確保し、水質管理、必要な開栓対応、漏水事故対応等を行う。
- ・ なお、水道事業における対応に万全を期すため、連休中の水道の安定供給について、薬品等の物資の調達体制の確保や非常時の人員確保等の体制整備を注意喚起する事務連絡を発出済み。

（2）金融システムの稼働

① 連休前後の証券取引所の対応

- ・ 連休明けの決算発表について、連休による営業日数の減少により決算期末後 45 日以内の確定が難しい場合には、確定次第直ちに（50 日を超える場合には理由等）その内容を開示する

ことを求める旨を周知済み。

- ・ 連休に対応し、証券取引所に対し、
 - a) 個人投資家等への十分な周知や、証券会社に対し投資家への丁寧な相談を促すこと
 - b) 連休前後に売買が集中した場合などを想定したシステムリスクの点検
 - c) 連休前後における売買監視の徹底などを要請済み。今後、実施状況を確認し、不足している点がある場合には、対応を協議。
- ・ 証券取引所は上記の要請を踏まえ、投資家及び証券会社に対し、周知徹底及び要請を実施。今後も証券取引所・証券会社の対応を把握しつつ、同対応を継続していく予定。

②金融機関の対応

- ・ 10 連休中も、ATM を利用した現金の引出し等、顧客が利用できるサービスは通常の土日・祝日と基本的には変わらない。
- ・ ただし、各金融機関においては、例えば、連休前後の平日に集中する事務を円滑に処理するための人員増強や、連休前後の取引を円滑に処理するためのシステム整備、連休中に行われた取引の一部が連休明けの実行となること等の影響の顧客への周知、事業者等の資金繰りに関する相談及び必要に応じた対応の事前の徹底といった対応に万全を期す必要。
- ・ このため、政府系金融機関等も含め、各金融機関に対して準備に万全を期すよう、要請済み。政府系・民間金融機関等において、特別相談窓口の設置を含め、顧客への周知・注意喚起を能動的に行っていくほか、日本政策金融公庫においては通常とは別枠での融資を実施。引き続き、各金融機関の対応状況を随時確認するなどの対応を行っていく。

(3) 連休中の為替市場の動向把握と必要に応じた対応

- ・ 通常の連休と同様に常時モニタリングを実施し、必要に応じた対応を行う。

(4) 災害時の対応等

- ・ 大規模自然災害など、緊急事態に適切に対処するため、平素から、夜間、休日も含め、常時、関係省庁が連携し、対応できる体制を整備しているところ。10 連休中も、年末年始や週休日等と同様、危機管理要員による参集体制を確実に構築し、災害への対応に万全を期す。

- ・災害関係の行政窓口については、関係機関が連携しつつ、地域の実情を踏まえながら、10連休において住民の生活に支障を生じさせないため適切な対応がとられるよう、周知済み。

(5) 海外旅行の増加を見据えた海外安全対策の周知

- ・国民の安全対策意識向上のため、外務省海外安全ホームページ等を通じた海外安全情報の発信や、「たびレジ」（外務省海外安全情報配信サービス）登録を促進するための広報を実施予定。

2. 医療

○ 患者の治療等の支障防止

- ・過去に例の無い長期の連休となることから、
 - 救急機能をどこの医療機関が引き受けるのか
 - 外来機能についてはどの程度提供するのか
 - 在宅患者はどのようにフォローするのか等の論点について整理した上で、都道府県に対して以下の事項を通知により依頼済み。
 - 必要に応じ地域ごとに関係者が集まる場を設定し協議することを求め、必要な体制が取られていることを確認しその体制について住民等に周知すること。

3. 交通

(1) 各交通機関の混雑への対応

- ・交通機関の予約状況等について必要な情報発信を実施するとともに、公共交通事業者等に対して、利用者に支障が生じないよう混雑対策を徹底する旨、各所管業界団体等に対して通知を発出予定。
- ・公共交通事業者等に対して、利用者に支障が生じないようテロ対策を徹底する旨、早期に各所管業界団体等に対して通知を発出済み。

(2) 宿泊施設の不足への対応

- ・関係業界等からのヒアリング等を通じて、予約状況の推移を注視するとともに、状況に応じて、関係機関や関係業界が連携して、情報発信やPR等を実施予定。

4. 需要の増加等

(1) 運輸業における対応

- ・倉庫事業者、利用運送事業者、海運事業者及びトラック運送事業者に対しては、連休期間前後における入出庫や運送に係る依頼の過度な集中などにより国民生活に支障が生じることを避ける観点から、業界団体等に対して、荷主等と十分な時間的余裕を持って調整を行う等の必要な対応を依頼済み。
- ・港湾運送事業者に対しても、同様の観点から、業界団体を通じて、連休期間中のコンテナターミナルのゲートオープン日時等を予め情報発信するよう依頼済み。
- ・貨物鉄道事業者に対しては、連休期間前後および連休期間中の輸送ダイヤを前広に周知するよう依頼済み。
- ・宅配事業については、通常通り営業予定。

(2) 小売業等における対応

- ・小売業においては、これまでの大型連休や年末年始において、従業員の確保や需要増を見越した在庫確保等の対応を実施。今回の10連休においても、各事業者において同様の対応が行われるものと想定しているが、農水省及び経産省から関係団体に対し、会員企業への周知・協力依頼文書を発出済み。今後、3月に関係団体から報告された課題を取りまとめ、5月の大型連休に間に合うよう、4月上旬以降各事業者による対応を促す。
- ・卸売市場については、開設者からの報告によれば、これまでの大型連休と同様、10連休中も臨時開業日を設定予定であり、小売店、飲食店の買出しは可能。

(3) 郵便サービスの対応

- ・即位日等休日法の公布等について日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社へ通知を発出し、関係業務に関し万全の対策を講じ、利用者の混乱を招かないよう丁寧かつ十分な周知を行う等、適切に対応するよう要請済み。
- ・日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社において、普通郵便物等は4月27日(土)に通常どおり配達するほか、特例として5月2日(木・休日)に配達を行うこと、速達・書留・ゆうパック等は連休中も毎日配達を行うこと等、10連休中における対応を公表済み。

(4) 廃家電の円滑な引取り

- ・連休中においても各地域において円滑な廃家電4品目の引取りができるように、所要の対策を講じることについて、家電

4品目の製造業者等に要請済み。

- ・製造業者等において、指定引取場所の振替臨時営業日を随時設けることで、10連休中に各指定引取場所において3日を超える連続休業が生じないようにすることを基本として、各指定引取場所の営業日を設定したところ。現在、小売業者・市町村・排出者への営業日の周知を行っている。
- ・経済産業省及び環境省においても、小売業者や排出者に対して、各指定引取場所の営業日を確認して廃家電4品目の持込みを行うよう周知を行っている。

(5) 一般家庭のごみ収集

- ・通常、年始以外は、祝日であっても市区町村の判断でごみ収集を行う等の対応がなされているところ、今般の10連休においても、適切な対応がとられるよう、市区町村における対応状況の把握及び周知を行っている。

5. 雇用

(1) 長時間労働の抑制等

- ・即位日等休日法の趣旨を踏まえつつ、関係団体・企業に対し、業務の状況に応じて雇用主による労働者への適切な配慮を期待する旨の周知済み。
- ・厚生労働省ホームページ（労働基準法Q&A）に10連休についてのQ&Aを掲載済み。

(2) 時給・日給労働者の収入減少への対応

- ・求人情報の活用も含め労働者に早めの備えを行うよう促すとともに、即位日等休日法の趣旨を踏まえつつ、関係団体・企業に対し、時給・日給労働者の収入減少について、業務の状況に応じて雇用主による労働者への適切な配慮を期待する旨を周知済み。

6. 保育その他の福祉サービス

(1) 保育の確保

- ・休日や祝日における保育については、休日等に常態的に保育が必要な方を対象に、休日保育を実施している保育所において対応しているところ。
- ・また、休日等に常態的に保育を必要としてはいないが、突発的な事情等で保育が必要になった場合は、一時預かり事業等で対応されているところ。

- ・ 10 連休中においては、通常の休日等よりも多くの保育ニーズが生じる可能性があることから、一時預かり事業の受入れ人数の拡充のため、10 連休に限った補助の加算を創設。
- ・ 併せて、地域の実情に応じて、必要な保育ニーズを充足できるよう、①10 連休中に必要となる追加の保育ニーズの把握、②一時預かり事業の受入れ人数の拡充の事業者への要請、③ 10 連休中に利用できる事業者の住民への情報提供について自治体に対し要請済み。
- ・ 放課後児童クラブについては、10 連休中に開所予定のクラブについて、利用希望者に周知するとともに、複数のクラブを1つのクラブに集約し、他のクラブに登録している児童も利用可能とするなど、可能な限り利用希望者に支障を生じさせないよう対応するよう自治体に対し要請済み。
- ・ また、児童館など子どもの居場所となる施設・事業について、リストにまとめるなどした上で、利用希望者に分かりやすく周知するよう自治体に対し要請済み。

(2) その他必要な福祉の確保

- ・ 介護サービスに関しては、年末年始やゴールデンウィークを含め、連休中においても、各事業所の独自の判断で開所等の対応がなされているところ。10 連休中も、同様に、利用者の処遇に支障を来さないよう、医療機関等との連携協力体制の確保について、関係者や自治体に要請済み。
- ・ 障害福祉サービス等に関しても、10 連休中も必要なサービスが確保されるよう、自治体等に要請済み。

7. 教育・青少年

(1) 学生、生徒、児童、園児の心身の健康確保

- ・ 学生、生徒、児童及び園児の心身の健康の保持に向けて適切な対応が図られるよう、関係機関に対し周知。

(2) ぱちんこや公営競技の年齢による入場規制等の徹底

- ・ ぱちんこ営業所においては、18 歳未満の者と思われる者を把握した場合には年齢確認を行うなど、必要な措置を講じるべきものとされているところ、連休中においても、18 歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることのないよう徹底するよう、ぱちんこ業界に対して要請予定。
- ・ 競馬において、未成年者が馬券を購入することがないよう、

各主催者は、競馬場内の放送やビジョンでの放映等により注意喚起を行うとともに、入場口及び馬券発売機付近への警備員等の配置の強化、警備員の場内巡回数の増加等を行う。馬券購入が疑われる未成年者と思われる者に対する警備員等による声かけ及び年齢確認を徹底するよう、各主催者に対し通知予定。

- ・競輪・オートレースにおいて、未成年者が車券を購入することがないように、各施行者が競輪場、オートレース場及び全場外発売場で注意喚起を行うとともに、全国競輪施行者協議会（以下、「全輪協」という。）及び全国小型自動車競走施行者協議会（以下、「全動協」という。）から各施行者に対し、車券購入をしようとする行為が見られない場合においても、未成年者と思われる者に対して積極的に注意喚起の声かけ及び年齢確認を実施する旨を通知済み。連休中においても、各施行者において警備員等による声かけ及び年齢確認を行い、未成年者の車券購入防止策を徹底するよう、全輪協及び全動協を通じて各施行者に対して通知予定。
- ・モーターボート競走において、未成年者が舟券を購入することがないように、各施行者は、全ての競走場及び場外舟券売場の出走表、場内放送等において注意喚起を行うとともに、警備による未成年者による舟券の購入を防止するための確認を徹底しているところ、連休中においても、未成年者の舟券購入防止策を徹底するよう、各施行者に対して通知予定。

（３）学校の授業時数の確保

- ・初等中等教育段階において、多くの学校では、自然災害等に備えて標準授業時数を超える授業時数を実態として設定している。
- ・また、仮に授業時数の確保に支障が生じる場合には、長期休業日等の休業日を授業日へ振り替えることや弾力的な時間割を編成すること等によって一般的に対応している。

8. 広報・周知等

（１）国民向け広報の実施

- ・BS放送、インターネット広告、新聞広告、政府広報オンライン等の政府広報の様々な媒体や内閣府ホームページ等を活用し、即位日等休日法の趣旨、10連休中の対応に係る情報等について国民に広く周知徹底を図っている。

(2) 連休中の消費生活相談

- ・ 国民生活センターにおいて、連休中に都道府県や市区町村の消費生活センター等が開所していない場合、消費者ホットライン（188）経由にて相談受付を行っているところ。10連休中においても消費者ホットライン（188）にて、身近な相談窓口を案内、もしくは国民生活センターの相談窓口につなぐことを国民に広く周知徹底を図る予定。

(3) 連休中に在留期間が満了する在留外国人への対応

- ・ 地方出入国在留管理官署窓口やホームページにおいて、連休前に行うべき在留諸申請に関する手続について周知予定。

(4) 訪日外国人旅行者への情報発信

- ・ 訪日外国人旅行者に混乱が生じないように、日本政府観光局（JNTO）のソーシャルネットワークサービス等で情報発信を行う予定。

「即位日等休日法の施行に伴う 大型連休への対応について」 参考資料

平成31年3月25日

即位日等休日法の円滑な施行
に関する関係省庁連絡会議

1. 安全・安心

(1) 電気、ガス、水道等のライフラインの維持

【課題】

10連休中に電力・ガス・水道の供給に支障が生じないよう体制を確保する。

2019年

2月

2月末
経済産業省より電力・ガスに係る業界団体及び関係機関に対し、関係機関との緊密な連携協力の下、万全の体制を整えるよう依頼

3月

3月
電力・ガスに係る業界団体及び関係機関より事業者に対し、関係機関との緊密な連携協力の下、万全の体制を整えるよう周知

4月

3月以降
電力・ガス事業者及び関係機関は、供給に支障が生じないよう体制を構築するとともに、関係機関との緊急時の連絡先の確認等を実施

5月

3月
厚生労働省から水道事業者等に対して、薬品等の物資の調達や非常時に備えた体制確保に万全を期すよう依頼

3月以降
水道事業者等は、安定供給に支障が生じないよう体制を構築するとともに、非常時の連絡体制の確認等を実施

10連休

4/27
~
5/6

【実施状況】

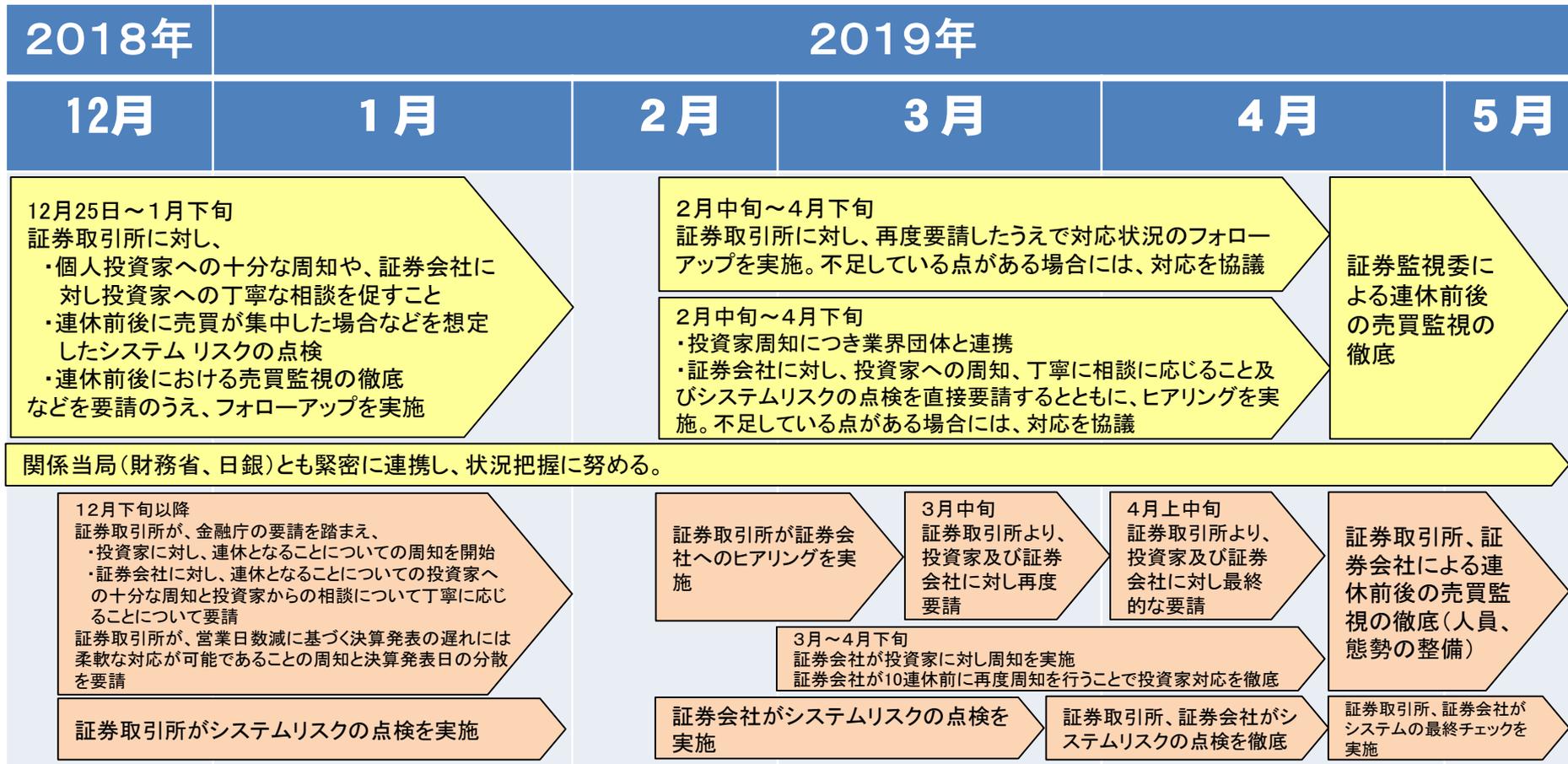
○電力・ガス・水道に係る事業者等において、安定供給に支障がないよう、関係機関等との緊密な連携の下、万全な体制を整えている。

1. 安全・安心

(2) 金融システムの稼働 ①連休前後の証券取引所の対応

【課題】

○連休前後のマーケットが混乱することのないよう適切に対応すること



【実施状況】

○金融庁から証券取引所に対し、①個人投資家への十分な周知や、証券会社に対し投資家への丁寧な相談を促すこと、②連休前後に売買が集中した場合などを想定したシステムリスクの点検、③連休前後における売買監視の徹底について要請。

○証券取引所から投資家及び証券会社に対し、周知徹底及び丁寧な投資相談の要請を行っており、今後も同対応を継続的に行っていく予定。

○一部の証券会社においては、連休中、インターネット取引等により外国株式等の取引が可能。

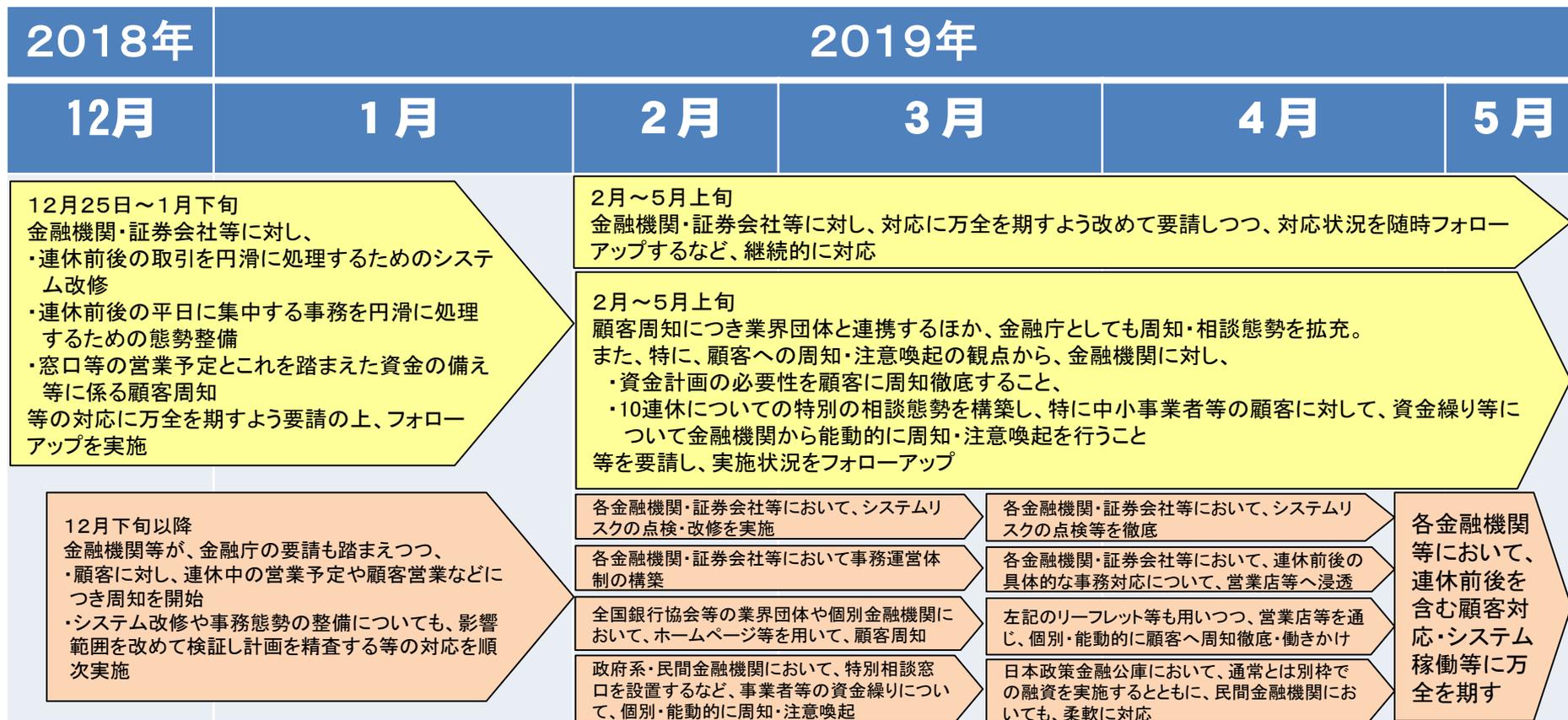
○証券取引所が、連休前後のマーケットへの仕掛けの動きについて監視を徹底し、不公正な取引がないか証券監視委と連携して対応（予定）。

1. 安全・安心

(2) 金融システムの稼働 ②金融機関の対応

【課題】

○連休前後も国民生活に支障が生じることのないよう、顧客周知、資金繰りも含めた相談対応、連休前後に集中する取引・事務の円滑な処理等を的確に行うこと



【実施状況】

○金融庁から各金融機関・証券会社等に対し、①10連休前後の取引を円滑に処理するためのシステム改修、②連休前後に集中する事務を円滑に処理するための態勢整備、③窓口の営業予定等とこれを踏まえた資金の備え等に係る顧客周知等に万全を期すよう要請。
○また、特に、中小企業・小規模事業者の資金繰りに関し、金融庁及び中小企業庁において、政府系を含む金融機関に対し、①資金計画の必要等を取引先に周知徹底すること、②特別な相談態勢を構築すること等を要請。上記含め、引き続き、対応状況を確認していく。

1. 安全・安心

(3) 連休中の為替市場の動向把握と必要に応じた対応

【課題】

連休中のように東京での市場参加者が減少するときには、為替相場が振れやすくなる場合がある。それを踏まえて、連休中の為替市場の動向を把握し、必要に応じた対応を行う。

2018年

2019年

12月

1月

2月

3月

4月

5月

通常の平日と同様に、常時モニタリングを実施し、必要に応じた対応を行う。

（祝日等で東京での市場参加者が減少するときには、為替相場が振れやすくなる場合も見られる。市場モニタリングの水準を落とすことなく、相場の変動にも即応できる体制を維持する。

関係当局（金融庁、日銀）とも緊密に連携し、状況把握に努める。

（参考）G20財務大臣・中央銀行総裁の声明（為替関連部分抜粋）

（2018年3月19-20日 アルゼンチン・ブエノスアイレス）

強固なファンダメンタルズや健全な政策、強靱な国際通貨システムは、為替レートの安定に不可欠であり、強固で持続可能な成長や投資に貢献する。柔軟な為替レートは、場合によっては、ショックを吸収するものになりうる。我々はまた、為替レートの過度の変動や無秩序な動きが、経済及び金融の安定に対して悪影響を与え得ることを認識する。我々は、通貨の競争的な切り下げを回避し、競争力のために為替レートを目標としない。

10連休

4/27

~

5/6

1. 安全・安心

(4) 災害時の対応等

【課題】

- 10連休中に大規模自然災害等が発生した場合に適切に対応できる体制を確保する。
- 災害関係の行政窓口について、住民の生活に支障が生じないように適切に対応する。

2019年

2月

3月

4月

5月

大規模自然災害などの緊急事態に対し、政府において、平素から、夜間、休日も含め、常時、関係省庁が連携し、対応できる体制を整備。10連休中も、危機管理要員による参集体制を確実に構築

10連休

3月20日
内閣府より全国の自治体に対し、災害関係の行政窓口については、地域の実情を踏まえながら、10連休において住民の生活に支障を生じさせないため適切な対応がとられるよう周知

(4/27
~
5/6)

【実施状況】

平素から、夜間、休日も含め、常時、関係省庁が連携し、大規模自然災害等に常時対応できる体制を整備している。

1. 安全・安心

(5) 海外旅行の増加を見据えた海外安全対策の周知

【課題】

海外渡航者が、海外安全対策を適切にとるよう周知を図る。

2019年

3月

4月

5月

外務省では、海外での緊急事態(大規模自然災害、治安情勢の悪化、テロ、感染症の流行など)に備えて、夜間・休日も含めて、常時本省と在外公館が連携。在外邦人の安全確保のための即応体制を整備しており、10連休中も同様の体制を継続。

3月22日～5月13日:「春の海外安全強化キャンペーン」の実施

- ・2月中旬～10連休直前:デジタル広告及び新聞広告を利用した海外安全及び「たびレジ」※登録の推進
- ・海外安全に関する広域情報の発信(海外安全ホームページ)
- ・「たびレジ」広報ポスターの掲示
- ・3月22日～24日:「もっと!海外へ2019～羽田から世界へ～」への外務省領事局ブースの出展
- ・3月27日:スマホ用「海外安全アプリ」リニューアル
- ・4月中旬:「海外安全クイズ(eラーニング教材)」発表予定

10連休

4/27

～

5/6

※「たびレジ」とは、旅先の最新の安全情報が日本語のメールで届く、外務省の無料メール配信サービスのこと。

【実施状況】

累計「たびレジ」登録者数は、約452万人(3月24日現在)

2. 医療

○患者の治療等の支障防止

【課題】

○10連休において最低限必要な医療機能が地域ごとに確実に提供されるよう、適切に対応できる体制を構築する。

2019年

1月

2月

3月

4月

5月

各都道府県に対して適切なフォローアップの実施

各医療機関の10連休における医療提供体制について協議。リストの作成・公表

対応方針について、医療関係者や地域住民に対して、周知

1月15日
連休中の医療提供体制について、各都道府県に調査依頼(通知)

10連休

4/27

~

5/6

リスト				救急				外来										
名称	住所	電話番号 (一般の 連絡先)	電話番号 (10連休 中の連絡 先)	二次救急	三次救急	精神科救急	備考	4月27日	4月28日	4月29日	4月30日	5月1日	5月2日	5月3日	5月4日	5月5日	5月6日	備考
○病院	○県○ ○市△- △-△	00-0000- 0000	00-0000- 0000	○	×	○		○	×	×(救急 対応のみ 実施)	×(救急 対応のみ 実施)	×(救急 対応のみ 実施)	×	×	○	○	○	

【実施状況】

都道府県ごとに、医療機関等を交えた協議等を行い、連休中の医療提供体制について整理が行われているところ。整理され次第、速やかに住民等への周知がなされる予定。

3. 交通

(1) 各交通機関の混雑への対応【国】

(2) 宿泊施設の不足への対応【厚、国】

【課題】

- 利用者に支障が生じないようにテロ対策を講じる旨、早期に周知徹底を図る必要。
- 旅行商品販売や宿泊予約に関する混乱等が生じないように、適切に対応する必要。

2019年

3月

4月

5月

3月11日及び12日
テロ対策を徹底する旨、各所管業界
団体等に対して通知を发出

各交通事業者において対策を徹底

混雑対策を徹底する旨、各所管
業界団体等に対して通知を发出

交通機関の予約状況等
について情報発信

宿泊業界、旅行業界へのヒア
リング等①

宿泊業界、旅行業界へのヒア
リング等②

宿泊業界、旅行業界へのヒア
リング等③

必要に応じ、観光庁HPで宿泊施設の予約状況
を情報発信するとともに、旅行業界に対して、丁寧
な情報提供等を要請

10連休

4/27

~

5/6

【実施状況】

- 公共交通事業者等に対して、利用者に支障が生じないようにテロ対策を徹底する旨、通知を发出済。
- 宿泊業界、旅行業界へのヒアリング等により旅行商品販売や宿泊予約等の状況を注視。
- 今後も引き続き状況を注視するとともに、必要に応じて関係機関や関係業界と連携し、情報発信やPR等を実施。

4. 需要の増加等

(1) 運輸業における対応

【課題】

連休期間前後に運送及び入出庫に係る依頼が過度に集中することなどにより、国民生活に支障が生じることを避ける観点等から、業界団体等に対して、荷主等と予め調整するよう必要に応じて周知を行う等の措置を講ずる。

2019年

3月

4月

5月

倉庫業・利用運送業・トラック運送業・海運業

連休期間前後の運送・入出庫に係る依頼に関して荷主等と十分な時間的余裕をもって調整を行う等、必要な対応を行うよう、業界に対して依頼

連休期間中及びその前後の輸送・入出庫の需要動向等に関して、情報収集を実施の上、必要に応じ、所要の措置を実施

港湾運送業

連休期間中のコンテナターミナルのゲートオープン日時等を予め情報発信するよう、業界団体に対して依頼

連休期間中のコンテナターミナルのゲートオープン日時等に関して、情報収集を実施の上、必要に応じ、所要の措置を実施

10連休

4/27

～

5/6

貨物鉄道業

連休期間前後及び連休期間中の輸送ダイヤを前広に周知するよう、事業者に対して依頼

【実施状況】

○業界団体等に対して、荷主等と十分な時間的余裕を持って調整を行う等の必要な対応を実施するよう周知済み。

4. 需要の増加等

(2) 小売業等における対応

【課題】

需要の増加により混乱を来すことが懸念されることから、予想される状況について周知徹底等を図り、取引先、消費者等の理解と協力が得られるようにする。

2018年		2019年			
12月	1月	2月	3月	4月	5月
<p>12月上旬、2月上旬 経産省より流通10団体に対し、会員企業に万全の準備を進めるよう、周知を依頼。</p>		<p>2月下旬 経産省・農水省より流通11団体に対し、会員企業に周知するよう、協力依頼文書を発出。</p>	<p>3月 流通団体より経産省・農水省に報告された課題を取りまとめ。</p>	<p>4月上旬 経産省・農水省より各事業者による対応を促す。</p>	<p>10連休 (4/27 ~ 5/6)</p>
<p>【周知先11団体】 全国スーパーマーケット協会 日本スーパーマーケット協会 日本ショッピングセンター協会 日本チェーンストア協会 日本チェーンドラッグストア協会 日本百貨店協会 日本フランチャイズチェーン協会 日本ボランティアチェーン協会 日本専門店協会 日本小売業協会 オール日本スーパーマーケット協会</p>		<p>2月下旬から3月上旬 流通団体より会員企業に対して周知・協力と課題報告の依頼文書を発出。</p>			

【実施状況】

○小売業界に対しては、2月下旬に会員企業への周知・協力のための依頼文書を発出。3月に取りまとめた課題を踏まえ、5月の大型連休に間に合うよう、4月上旬に経産省・農水省より、各事業者による対応を促す。

○全国の中央卸売市場・一定規模以上の地方卸売市場は概ね5日程度開場することを確認。

4. 需要の増加等

(3) 郵便サービスの対応

【課題】

10連休中の日本郵政グループの関係業務について、利用者の混乱を招かないように十分な周知を行う等、適切に対応する。

2019年				
1月	2月	3月	4月	5月
1月30日 総務省から、即位日等 休日法の公布等につ いて日本郵政(株)及 び日本郵便(株)に通 知するとともに、関係 業務に関し万全の対 策を講じ、利用者の混 乱を招かないよう丁寧 かつ十分な周知を行う 等、適切に対応するよ う要請。	利用者への周知 2月27日 日本郵政(株)及び日本郵便(株)が、10連休中の対応について 以下の内容をホームページで公表。 ・普通郵便物等は4月27日(土)に通常どおり配達するほか、 特例として5月2日(木・休日)に配達を行う。 ・速達、書留、ゆうパック等は連休中も毎日配達。 ・郵便局窓口は原則取扱いなし(ゆうゆう窓口等一部は利用可能)。 ・ゆうちょ銀行のATMは利用可能(土日祝休日に営業するATMのみ)。			10連休 (4/27 ~ 5/6)

【実施状況】

日本郵政(株)及び日本郵便(株)において、普通郵便物等は4月27日(土)に通常どおり配達するほか、特例として5月2日(木・休日)に配達を行うこと、速達・書留・ゆうパック等は連休中も毎日配達を行うこと等、10連休中における対応を公表。

4. 需要の増加等

(4) 廃家電の円滑な引取り

【課題】
 家電リサイクル法に基づく製造業者等の廃家電4品目の指定引取場所について、各地域において円滑な引取りが行われるようにする。

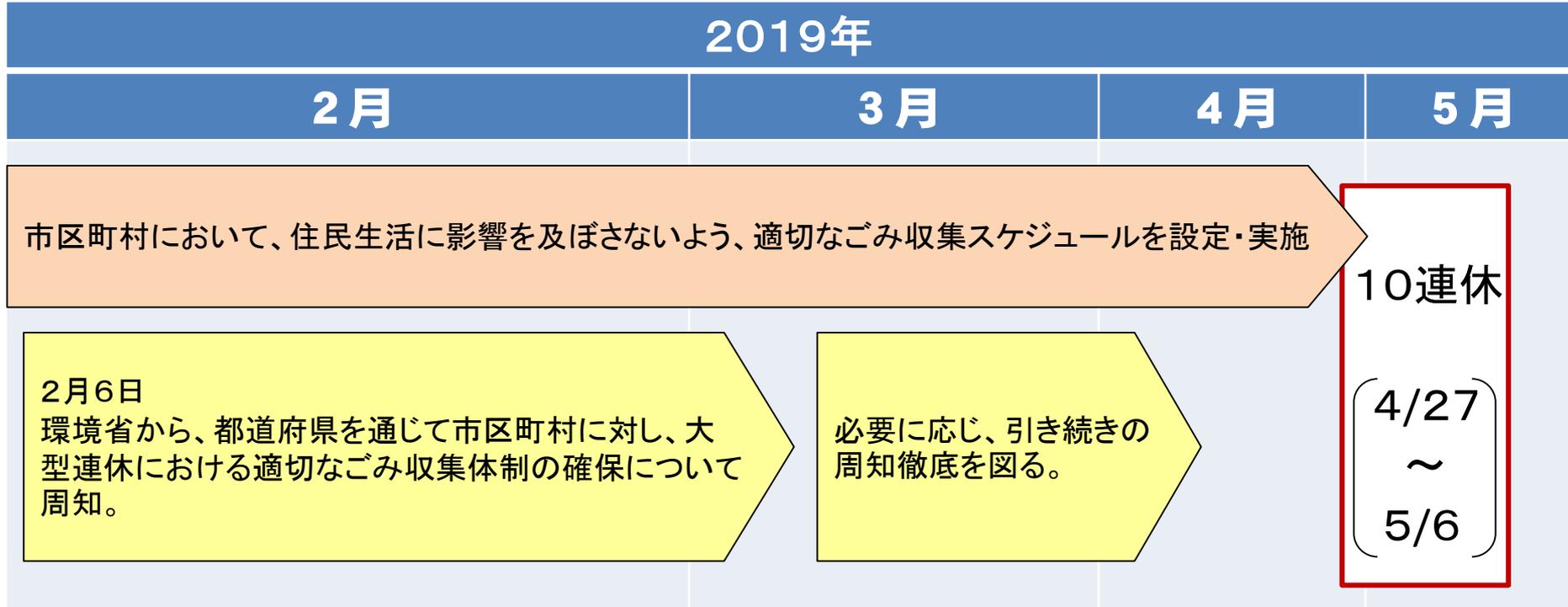
2018年	2019年				
12月	1月	2月	3月	4月	5月
<p>12月18日 経済産業省及び環境省から、家電4品目の製造業者等に対して、連休中に各地域において円滑な廃家電4品目の引取りが行われるよう、要請を行った。</p>	<p>家電4品目の製造業者等において、各指定引取場所の営業日設定を、下記の方針により、指定引取場所の運営事業者と調整(3月8日まで)。</p> <p>【製造業者等の基本方針】 ・10連休期間中に、振替臨時営業日を設け、各指定引取場所において3日を超える連続休業が生じないようにすることを基本とする。</p>		<p>3月12日～ 家電4品目の製造業者等において、5月の各指定引取場所の営業日について、小売業者・市区町村・排出者に周知。</p>	<p>10連休 (4/27 ~ 5/6)</p>	
<p>(注) 家電リサイクル法の対象機器である「家電4品目」とは、家庭用の「エアコン」、「テレビ」、「冷蔵庫・冷凍庫」及び「洗濯機・衣類乾燥機」。</p>					

【実施状況】
 ○家電4品目の製造業者等が決定した営業日によると、全国333箇所の指定引取場所のうち、302箇所(約91%)においては、10連休期間中に3日を超える連続休業は生じない見込み。残りの31箇所についても、適宜振替臨時営業日が設定されている。
 ○小売業者等への周知についても、実施中。

4. 需要の増加等

(5) 一般家庭のごみ収集

【課題】
10連休において生活環境衛生上の悪影響が生じないよう、円滑なごみ収集体制の確保を行う。



【実施状況】

生活環境衛生上の悪影響が懸念される生ごみ・可燃ごみ収集体制については、通常、年始以外は祝日であっても市区町村の判断で収集を行う等の対応がなされているところ、今般の10連休においても適切な対応が取られるよう、本年2月に環境省から事務連絡を発出し、周知を図っているところ。

なお、環境省の調査によると、今般の10連休において、生ごみ・可燃ごみ等の収集について、平時と同様に収集する予定、又は平時より頻度を減らすが一週間に1回以上収集する予定等の市区町村が約99%であった(残り1%は検討中、調整中等)。

5. 雇用

(1) 長時間労働の抑制等

(2) 時給・日給労働者の収入減少への対応

【課題】

10連休中に勤務する労働者の長時間労働の抑制等について適切に対応されるよう関係団体等に適切な配慮への協力を依頼する。

2019年

2月

2月14日
厚生労働省ホームページ(労働基準法Q&A)に10連休についての利用者向けのQ&Aを掲載し、以下の点を周知
・労使間の話し合いによって、国民の祝日・休日に労働者を休ませ、その場合に賃金の減収を生じないようにすることが望ましいこと
・10連休が繁忙期に当たる場合には、例えば、その後に労働者の連続休暇を確保することも考えられること

3月

3月5日～
内閣府・厚労省より経済3団体、職業紹介・人材派遣業界団体に対し、加盟各企業の適切な配慮への周知・協力依頼文書を発出するとともに、上記団体を訪問し依頼、現状把握等を実施。

3月17日
政府広報BS-TBS放送「徳光&木佐の知りたいニッポン」お知らせコーナーにおいて、内閣府より雇用主に向けて、従業員の勤務日・勤務時間など、できる限りの配慮をお願いしたい旨を周知

4月

3月以降順次
経済団体より加盟各企業に対し、左記依頼文書の内容を周知

3月18日～
政府インターネットテレビにおいて、BS放送で放送した番組を掲載

5月

10連休

4/27

～

5/6

【実施状況】

○経済3団体等(日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国民営職業紹介事業協会、日本人材紹介事業協会、日本人材派遣協会)に依頼文書を発出・訪問し、加盟企業や労働者の状況についてヒアリング中。

○民間調査によれば、今年のゴールデンウィークの有職者の休暇日数は10日以上が34.1%、未定が36.1%、7～9日が10.6%、4～6日が10.9%、1～3日が8.3%。(注)出所(株)ロイヤリティマーケティング「Pontaリサーチ」1/25～/31調べ。20代以上対象。

6. 保育その他の福祉サービス

(1) 保育の確保

【課題】

10連休中においては、通常の休日等よりも多くの保育ニーズが生じる可能性があることから、各地域の実情に応じ、保育ニーズに対応して一時預かり事業等による保育を十分提供できるようにする。また、放課後児童クラブについては、利用者に支障を生じさせないようにする。

2019年

2月

3月1日

・「全国児童福祉主管課長会議」において、通知の内容を自治体に対し説明・要請。

2月25日 各自治体に対し、

- ①10連休中に必要となる追加の保育ニーズの把握、
 - ②一時預かり事業の受入れ人数の拡充の事業者への要請、
 - ③10連休中に利用できる事業者の住民への情報提供
- について要請を行い、一時預かり事業の受入れ人数の拡充のため、10連休に限った補助の加算を創設する旨周知。

2月16日

・「子ども・子育て支援新制度都道府県等説明会」において、通知の内容を自治体に対し説明・要請。

【放課後児童クラブについて】

- 3月8日、各自治体に対し、下記2点を要請。
- ・可能な限り利用者に支障を生じさせないように対応すること
- ・10連休中に開所予定のクラブ等について利用者に周知すること

3月

3月18日

各自治体に対し、事前に事務連絡で要請した内容についてFU調査の事務連絡を発出。

4月

調査結果を踏まえ、必要に応じ、更なる対応を検討。

5月

10連休

4/27

～

5/6

【実施状況】

○要請内容について、保育に関しては、2月25日に通知を発出済み。

○放課後児童クラブに関しては、3月8日に事務連絡を発出済み。

○3月18日付で各自治体の取組状況をフォローアップし、地域の実情に応じて、適切な対応がとられているか確認。

6. 保育その他の福祉サービス (2) その他必要な福祉の確保

【課題】

- 10連休中も、介護サービス利用者の処遇に支障を来さないよう、医療機関等との連携協力体制の確保について、関係者や自治体に要請する。
- 障害福祉サービス等に関しても、10連休中も必要なサービスが確保されるよう、自治体等に要請する。

2019年

2月

3月

4月

5月

介護サービス・障害福祉サービス等に関しては、年末年始やゴールデンウィークを含め、連休中においても、各事業所の独自の判断で開所等の対応がなされている。

3月中旬

・関係者や自治体宛通知発出
10連休中においても適切な介護サービスが提供されるよう、医療機関等との連携協力体制の確保について要請。

・関係者や自治体宛通知発出
10連休中においても障害児者の生活に支障を来すことのないよう、地域の実情に応じたサービス確保について要請。

10連休

(4/27
~
5/6)

【実施状況】

- ・介護サービスに関しては、3月20日に上記内容の通知を関係者や自治体宛に発出済み。
- ・障害福祉サービス等に関しては、3月14日に上記内容の通知を関係者や自治体宛に発出済み。

7. 教育・青少年

(1) 学生、生徒、児童、園児の心身の健康確保

(3) 学校の授業時数の確保

【課題】

- 学生、生徒、児童、園児の心身の健康の保持に向けて適切な対応が図られるよう周知。
- 学校の授業時数の確保。

2019年

2月

3月

4月

5月

新年度の健康診断を適切に実施することができるよう、事前に実施計画を作成することを含め、児童生徒等が長期間にわたる休日により心身に影響を被る可能性に十分留意し、これらの者の心身の健康の保持に向けて適切な対応が図られるよう、関係機関に対し周知。

(※2月12日に、各都道府県・指定都市教育委員会の学校保健担当指導主事等が集まる「学校保健全国連絡協議会」において、10連休中の児童生徒等の心身の健康確保に向けて周知。)

10連休

4/27

～

5/6

【実施状況】

初等中等教育段階において、多くの学校では、自然災害等に備えて標準授業時数を超える授業時数を実態として設定している。また、仮に授業時数の確保に支障が生じる場合には、長期休業日等の休業日を授業日へ振り返ることや弾力的な時間割を編成すること等によって一般的に対応している。

7. 教育・青少年

(2) ぱちんこや公営競技の年齢による入場規制等の徹底

【課題】

10連休中において、ぱちんこ営業所の年齢による入場規制、年齢確認等を徹底する。

2019年

2月

3月

4月

5月

【ぱちんこ(警察庁)】

これまで、ぱちんこ営業所においては、従業員の巡回、監視カメラの設置等を実施し、18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることを防止。

賞品提供場所に年齢確認シートを備え、賞品提供時に、18歳以上かどうか判別が難しい客に対して指差し確認を求め、年齢確認を実施。

ぱちんこ営業所において、18歳未満の者がその営業所に立ち入ってはならない旨を入口に表示。

3月

警察庁から18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることのないよう徹底するよう、ぱちんこ業界に対して要請し、取組を強化。

10連休

4/27

~

5/6

【実施状況】

大型連休中、18歳未満の可能性があると認められる者に対し年齢確認を実施するなど、18歳未満の者を客として営業所に立ち入らせることのないよう改めて徹底する。

7. 教育・青少年

(2) ぱちんこや公営競技の年齢による入場規制等の徹底

【課題】

公営競技については、長期間の休日に際して、20歳未満の者の購入防止策を徹底する必要がある。

2019年

2月

3月

4月

5月

【競馬(農林水産省)】

これまで、20歳未満と思われる者に対し、警備員等による声かけ及び年齢確認を行い、20歳未満の者による馬券の購入を防止。

日本中央競馬会では、「競馬場・ウインズにおける未成年への対応要領」を、地方競馬全国協会では、「地方競馬における未成年者による勝馬投票券購入等防止対策指針」を、それぞれ関係する各競馬場及び場外馬券売場に配布し、警備員等に対する教育、指導を徹底。

競馬主催者等において、「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」等の標語を、全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告、馬券発売機等でのステッカー、競馬場内のビジョンでの放映等により表示し、注意喚起を実施。

4月

農林水産省から各競馬主催者に対し、大型連休中において、20歳未満の者の馬券購入を防止するため、声かけ及び年齢確認を徹底すべき旨の通知を発出し、取組を強化。

10連休

4/27

～

5/6

【実施状況】

大型連休中、入場口及び馬券発売機付近への20歳未満の者の対応を行う警備員等の配置の強化、場内巡回数の増加等を行う。

7. 教育・青少年

(2) ぱちんこや公営競技の年齢による入場規制等の徹底

【課題】

公営競技については、長期間の休日に際して、20歳未満の者の購入防止策を徹底する必要がある。

2018年	2019年				
12月	1月	2月	3月	4月	5月
【競輪・オートレース(経済産業省)】 これまで、未成年と思われる者に対して警備員による声かけ及び年齢確認を行い、20歳未満の者による車券購入を防止。					10連休 (4/27 ~ 5/6)
2017年4月以降 注意喚起標語「車券の購入は20歳になってから。競輪(オートレース)は適度に楽しみましょう。」を開催告知ポスター等に掲載するとともに、全ての競輪場、オートレース場及び場外車券売場において、注意喚起標語を掲載したチラシ又はステッカーを掲示。					
2017年6月以降 競輪については、全国競輪施行者協議会(以下、全輪協。)から、オートレースについては、全国小型自動車競走施行者協議会(以下、全動協。)から各施行者に対し、未成年と思われる者に対して積極的に注意喚起の声かけ及び年齢確認を実施する旨を通知し、20歳未満の者による車券購入防止を徹底。					
				4月 大型連休中において、20歳未満の者による車券購入防止の徹底がなされるよう、全輪協及び全動協を通じて各施行者に対し、再度上記通知と同内容の通知を発出し、取組を強化。	

【実施状況】

各施行者が競輪場、オートレース場及び場外車券売場で注意喚起を行うとともに、未成年と思われる者に対して、警備員による注意喚起の声かけ及び年齢確認を実施中。

7. 教育・青少年

(2) ぱちんこや公営競技の年齢による入場規制等の徹底

【課題】

公営競技については、長期間の休日に際して、20歳未満の者の購入防止策を徹底する必要がある。

2019年

2月

3月

4月

5月

【モーターボート競走(国土交通省)】

- ・これまで、20歳未満と思われる者に対し、警備員等による声かけ・年齢確認を行い、20歳未満の者による舟券の購入及び20歳未満の者のみによる競走場等への入場を防止。
- ・全国モーターボート競走施行者協議会(以下、全施協)は、20歳未満の者による舟券の購入を防止するための注意喚起ポスターを作成(2017年3月)するとともに、施行者に対して、出走表・場内放送等における注意喚起、警備員による声かけ・年齢確認の積極的な実施を依頼。(2017年7月)
- ・各施行者は、全ての競走場及び場外舟券売場において、ポスターを掲示(2017年3月～)するとともに、出走表、場内映像のテロップ及び場内放送において注意喚起を実施。(2017年8月～)
- ・さらに、各施行者が策定する警備計画書等に声かけ・年齢確認を徹底する旨を明記するとともに、警備担当者会議(全国5か所5回)等においても警備員等に対する教育・指導を徹底。(2017年8月～)

10連休

4/27

～

5/6

4月

国土交通省から各施行者に対して、連休中においても、20歳未満の者の舟券購入を防止するため、声かけ及び年齢確認を徹底する旨の通知を发出。

【実施状況】

各施行者が競走場及び場外舟券売場において、20歳未満の者と思われる者に対して、警備員による注意喚起の声かけ及び年齢確認を実施中。

8. 広報・周知等

(1) 国民向け広報の実施

【課題】

即位日等休日法の趣旨、10連休中の対応等について、国民に広く周知徹底を図る。

2018年	2019年				
12月	1月	2月	3月	4月	5月
12月14日～ 内閣府ホームページに即位日等休日法・10連休中の対応に関するページを開設・更新					
12月14日 即位日等休日法の施行について、各省庁等、都道府県、政令指定都市に周知			3月6日～ 政府広報オンラインに即位日等休日法の趣旨、10連休中の対応の特設ページを開設し、随時情報を更新		
			3月17日 政府広報BS-TBS放送「徳光&木佐の知りたいニッポン」お知らせコーナーで放映	3月18日～ 政府インターネットテレビにおいて、BS放送で放送した番組を掲載	
			3月18日～24日 全国71紙に突出し広告を掲載(週1回)	4月上旬 新聞記事下 広告を掲載	
			3月18日～24日 Yahoo! JAPANにバナー広告を掲載	4月上旬～ 年間を通じた国民の祝日に関するパンフレット等の配付	
			3月30日 政府広報ラジオ番組「JOYと秋元才加のWeekly Japan!!」お知らせコーナーで放送。		
					10連休 (4/27～5/6)

【実施状況】

3月以降、政府広報オンライン、BS放送、政府インターネットテレビ、新聞広告、インターネットバナー広告、ラジオ番組、パンフレットの配布等の様々な媒体・ツールを活用し国民向け広報に取り組んでいる。

8. 広報・周知等

(2) 連休中の消費生活相談

【課題】

10連休中の消費生活相談者ホットライン188や国民生活センターの休日相談の対応について国民に広く周知徹底を図る。

2018年	2019年				
12月	1月	2月	3月	4月	5月
12月27日 消費者庁から自治体向けに10連休の188と国民生活センター休日相談の対応スケジュールについて周知		2月22日 国民生活センターから自治体向けに10連休の国民生活センター休日相談対応について周知	3月11日 消費者庁ホームページに10連休の188と国民生活センター休日相談対応について掲載 3月中旬～ 国民生活センターホームページに10連休の国民生活センター休日相談対応について掲載	4月上旬～ 消費者庁公式Twitterで通知	10連休中も188/国民生活センター休日相談開設

【実施状況】

○自治体向けアナウンスは2月までに実施済み。

○また、3月11日には消費者庁ホームページに10連休の188と国民生活センター休日相談対応について掲載済み。

8. 広報・周知等

(3) 連休中に在留期間が満了する在留外国人への対応

(4) 訪日外国人旅行者への情報発信

【課題】

○連休中に在留期間が満了する在留外国人に対して、連休前に行うべき在留諸申請に関する手続きを周知する。

○訪日外国人旅行者の方々に混乱が生じないようにするため、必要な情報発信を行う。

2019年

3月

3月中
連休中に在留期間が満了する在留外国人向けに連休前に行うべき在留諸申請に関する手続きを記載した案内文を作成

4月

4月上旬～
地方出入国在留管理官署窓口やホームページにおいて案内文を掲載し周知

4月以降随時実施

日本政府観光局(JNTO)が各国向けに展開している外国語SNSを通じ、ATMの休止状況や交通機関の混雑状況等、訪日外国人にとって役立つ情報の発信

5月

10連休

4/27

～

5/6

【実施状況】

○ 地方出入国在留管理官署窓口やホームページに掲載する案内文を作成中。

○ 日本政府観光局(JNTO)のSNS等を通じ、4月以降随時情報発信を行う予定。